

20020026

平成14年度厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

貧困の世代間再生産の緩和・解消
のための支援に関する基礎的研究

(課題番号 H14-政策-026)

主任研究者 杉村 宏

(法政大学現代福祉学部)

平成14年度 厚生労働科学研究費研究

貧困の世代的再生産の緩和・解消
のための支援に関する基礎的研究

中間報告

目次

I 「貧困の世代的再生産」研究の方法と課題 杉村 宏	(1)
II 多問題家族における研究動向と援助の特徴から見た現代的視点 六波羅詩朗	(15)
III 貧困の世代的再生産分析の研究 (第8回研究会報告および関連論文) 青木 紀	(25)
IV 研究報告	
1 杉村宏「貧困の再生産」研究の意義と課題	(57)
2 岡部卓「『貧困世代的再生産』に関する研究動向の見取り図」 土居まゆみ「M市における子育て支援事例」	(66)
3 岡部卓「『多問題家族』に対する援助 -15年間の事例-」	(71)
4 六波羅詩朗「児童相談所の事例からみた 『多問題家族』援助の視点」	(119)
5 杉村宏「B市における生活保護受給母子世帯の 支援に関するケースワーカー調査」	(129)
6 杉村宏「貧困の世代的再生産に関する検討課題」	(152)
7 吉浦輪「貧困の世代的再生産と『共依存』との連関について」	(155)
8 大岡華子「Social Exclusionの視点」	(162)
V 資料 生活保護担当ケースワーカーアンケート調査票	(171)

I 「貧困の世代的再生産」研究の方法と課題

杉村 宏(法政大学現代福祉学部)

1. 貧困の世代的再生産に関する予備的検討

(1) 「貧困の世代的再生産」論の背景

「貧困の世代的継承」や「貧困の世代的循環」に関する議論は、おそらくは優生学の興隆とともに、19世紀以降の「福祉国家」の形成に関わる重要なテーマであったといつてよい。20世紀前半に注目され始めた、いわゆる「貧困の悪循環」説は、貧困の原因と結果が相互に関連して循環するものとして捉えたが、こうした発想は貧困が一部の特殊な家族や階層の問題であり、その究極的原因は個人にあることを「立証し」、人々に印象付ける言説であった。

この時期、国民国家の先進を切っていた西欧列強は、「富国強兵」策における兵員の中核を担う労働者の福祉向上が、国民的統合の観点からも必要不可欠なことであることを認識し始めていた。社会保険や公的扶助などがある程度整備されるにしたがって、「福祉国家」として国民の福祉向上に対する公的責任の範囲をどこまでとするかが、重大な関心事となる。「貧困の悪循環」説や優生学の興隆は、国民一般の福祉向上のための費用対効果を考える際に、財政をいかに節約できるかという間に、都合よく符合する理論でもあった。

第2次世界大戦のなかで、優生学が「民族浄化」に理論的根拠を与えたことへの反省が、戦後型「福祉国家」の形成に際して、優生学や「貧困悪循環」論を下火にすることとなった。しかしながら1973年のオイルショックを契機とする先進各国における財政危機の顕在化は、福祉財政の拡大による「大きな政府」批判へと向かわせることになり、「福祉見なおし」論とともに、あらためて「福祉依存」における「貧困悪循環」論が注目されることとなった。筆者は当時北海道大学教育学部に所属し、社会階層と子どもの進路をテーマに教育研究を行っていたが、1970年代半ばから英国において検討され始めた「貧困の世代的再生産」の議論に関心を持つようになったのも、ちょうどその時期であった。¹

すでに触れたように欧米の「貧困の世代的循環」に関する研究の出発は、20世紀初頭の植民地政策と結びついた、いわば戦前型の「福祉国家」における福祉財政拡大の「歯止め」としての役割を担っていたが、他方で社会福祉とりわけ公的扶助をめぐる重い課題をも提起していたといえる。すなわち、公的扶助制度が生活困窮者の自立をめざす所得保障としての役割を担っているにもかかわらず、公的扶助受給層とその周辺層で、現象的には「貧困の悪循環」としての貧困層の「世代的再生産」が行われているとするならば、その原因を究

¹ 杉村宏・松本伊智朗「貧困の世代的継承に関する基礎研究」昭和63年度文部省科学研究費研究報告書

明し、所得保障とともに「貧困の再生産」を緩和・解消するための「教育福祉的」介入の方法を探る必要がある。貧困の世代的再生産研究の課題は以上のような文脈の中で設定されるべきであろう。

(2) 杉村・松本共同研究「貧困の世代的継承に関する研究」における仮説

昭和63年度文部省科学研究(一般研究B)の、筆者を代表者とする「貧困層子弟の社会的自立と貧困の世代的継承に関する基礎研究」は、われわれの貧困の世代的再生産に関する研究の出発をなすものであった。研究の意図は概略次のよう設定された。

「現代の貧困」の固定的性格に着目しその形成過程の分析に注目するならば、それはいわゆる「貧困の世代的継承」といった仮説が妥当するの否かを問うことでもある。もし社会階層の底辺に沈澱した「貧困層」がその内部で循環し再生産されるとするならば、それはいかなる必然性をもって立ちあらわれるのか、またその循環を打ちきるにはいかなる努力が社会的になさなければならぬのかが、社会福祉研究にとって大切だからである。

1897年段階では、この課題を明らかにするために、手はじめとして「養護問題」家族の形成と家族「解体化」のなかで社会的「自立」を余儀なくされる、養護施設出身者の「生活構造」形成に焦点をあてて検討を行なった。

しかしこうした課題設定は言うは易いが、様々な困難があり、当初計画したものからすればなお道遠しの感拒めない。しかもこうした研究に理解が得られる福祉機関、施設の協力なしには、よくなしえない領域である。幸い道東のK児童相談所と札幌養護施設研究協議会の協力をえて、調査を行い一応の報告書の作成までにこぎつけた。

この研究においては、研究課題を Deprivation の「世代的循環モデル」に依拠して次のように設定した。

養護児童は、言うまでもなくなんらかの家庭生活を営む上での障害に基因し、家庭内で養育が行ない得なくなった児童をさすが、そのような「養護児童」がどのような過程で顕存化するのか、またこうした児童が養護施設に入所し、やがて卒園した後どのような社会的自立をはかるのかを研究の主眼とした。

子供の側からみれば、家庭から養護施設へ入所せざるを得ない状況を、広い意味での家族解体とみなすことは肯首しうるであろう。少なくとも一般に広く信じられている通念が、いかなる要因によって、またいかなる過程をふんで現象するのか、それを明らかにすることが第1の課題である。

第2に貧困の世代的継承といわれるような貧困層内部において再生産があるのか、あるとすればおそらく養護児童の社会的自立と深くかかわって現象するであろうから、養護施設卒園児の生活構造形成を検討すれば、ある程度解明することができると考え、卒園児童の労働、消費生活、および社会的ネットワーク形成を分析することを課題とした。

その際その研究方法はつぎのような仮説の設定に基づいていた。

① 貧困層の設定と貧困原因の解明の仮説

養護児童をふくむ世帯を、広い意味での貧困層の一部として考えているが、貧困層をどのように規定するのかという問題に関する仮説を次のように設定した。

個別に現象する貧困は、生活の単位としての世帯の生活状態としてあらわれるが、その際、前提とすべき家族・世帯を、夫婦と子供によって形成される「労働者家族」として措

定する。

彼らの生活は、その主な生計保持者の職業的特徴・職のグレード・就労の安定度合、従業上の位置等々に強く規制された所得水準に従って、その消費生活の枠組が決められている。従って、その所得水準が、低い職のグレードや従業上の位置、そして又不安定な就労形態によって、結果として低所得であり、それによって低消費水準を内容とする世帯を「低所得・貧困」世帯と考える。それは単に個々バラバラの世帯の状態としてあらわれるだけでなく、その職業的特徴を指標とする職業階層により序列化され、今日の社会構成体の階級・階層構造にくみこまれた存在として「貧困層」を形成しているとみる。

貧困層は、有業無業を問わず、その消費生活水準が「公的」貧困層としての被保護世帯と実質的にはかわらないか、もしくはそれ以下の層として存在していると考えが、養護児童を排出する世帯がすべて、このような層にくみこまれているわけではない。しかし、以下に述べる仮説を前提として、総体としては貧困層の一部を構成していると概念してそれほど不都合はないと思われる。

すなわち、貧困におちいる原因は、その世帯によってまちまちであり、一見すると個別的、特殊的事情にあるようにみえるが、福祉の対象として顕存化するのは、例えば、生活保護を受給するとか、家族解体をして養護児童を排出するなどのように、病気であるとか親の蒸発といった個別事情はいわば、「引き金」にすぎないのであって、もともと家族・世帯の形成時に低い所得と低い消費を内容とする「貧困・低所得層」にくみこまれていて、それが、個別にみえるような原因を契機として顕存化したと仮定したのである。

そうでないと、今日養護児童問題の主要原因である両親の離別—それも圧倒的に生別を内容とするが—した世帯のすべてが、養護児童を排出するといった現実的でない一面的なみ方に行きあたらざるを得ないと考えたからである。

②「貧困の世代的再生産」論の検討

貧困の世代的再生産のモデルの検討は、共同研究者の一人である高山武志氏によって、英国の Deprivation 概念の吟味として、次のように展開している。²

「貧困測定に直接かかわる貧困概念としての Deprivation の他で、戦後英国でもっとも社会の注目を受けたのは恐らく、Cycle of Deprivation(あるいは Transmitted Deprivation)の概念であろう。この概念は、1972年、当時の保守党内閣の社会保障省大臣であったジョセフ・キース(Joseph Keith)が強調したものである。キースは、就学前遊戯集団協会での演説で、第2次大戦後、長期にわたる完全雇用と相対的繁栄およびコミュニティ・サービスの改善があったにもかかわらず、Deprivation や社会非適応が際わだって永続しているのは何故であるかと問いながら、Deprivation を次のように定義づけている。

『Deprivation は、多く人々が現にしているのに比して、(ある)人々が心理的、情緒的、精神的に、彼等の可能性により接近させることを妨げている環境—それは“貧困、情緒的退廃、性格的不安、貧弱な教育成績、ディプレッション、絶望という形をとって現われてくるものである”—』さらに、彼は、Deprivation が、世代を通して再生産されてく

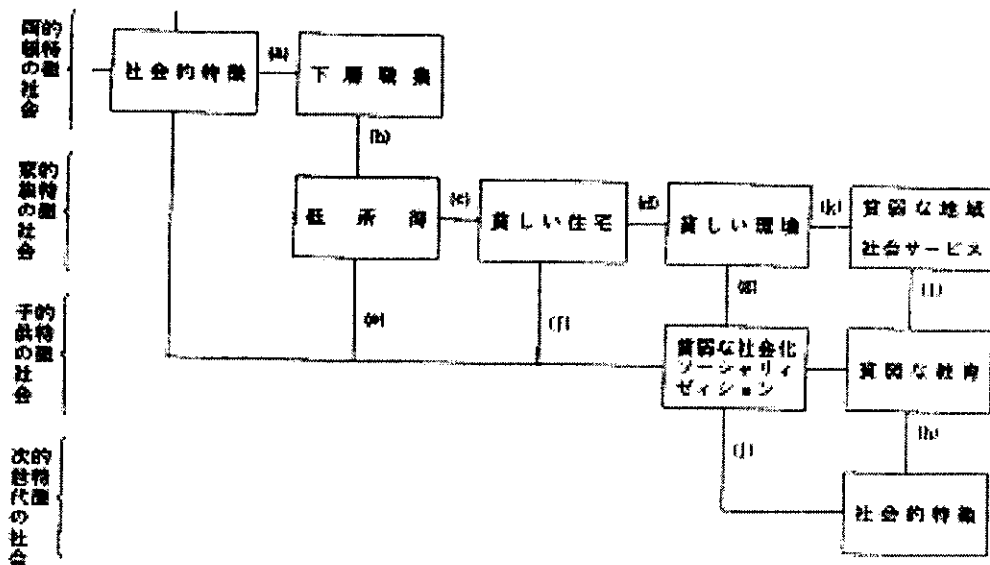
² 高山武志「英国の貧困概念—Deprivation について—」『低所得層の研究 I』(1981、北海道大学教育学部産業教育研究施設研究報告書 20号)所収

るプロセスを指摘した。キースは,Deprivation の原因をつぎの 4 つのグループに分類した。

1. 失業、低所得などの経済的要因、2. 低位な住宅、過密などの環境的要因、3. 病氣、事故遺伝質などの個人的要因、4. 育児慣行などの要因であって、〔子供が恒常的な愛と指導を奪いされている(deprived)とき、その子供は、安定と成熟を得るにもっとも寄与するとおもわれる背景を奪いさられているのである。〕

上記の貧困原因に関する 4 分類からみると、キースの Cycle of Deprivation は、貧困を社会経済構造に関連して把える“構造論的見解”(Structuralist Explanation of Deprivation)と貧困の原因を家族文化的環境に依拠してみようとする立場—「貧困の文化」(Culture of Poverty)論の流れをくむ—の混合したものとみられる。しかし、彼が基本的に重視したのは、たとえ所得や住宅などの物質的問題が解決してもなお残存する Deprivation の問題であった。すなわち、貧困な両親により育てられた子供が、やがてまた貧困な両親になるという悪循環を断つための、キイ・ポイントをなすのは子供のソーシャルイゼーションの問題であった。

要するに Cycle of Deprivation は、第 1 図によってしめされるような経過をたどるものである。



註 Barthold, R., 『The Disadvantage of Inequality』, 1976, P108

第 1 図 Deprivation の世代的循環

(a)から(g)までの各プロセスは、つぎのように説明される。

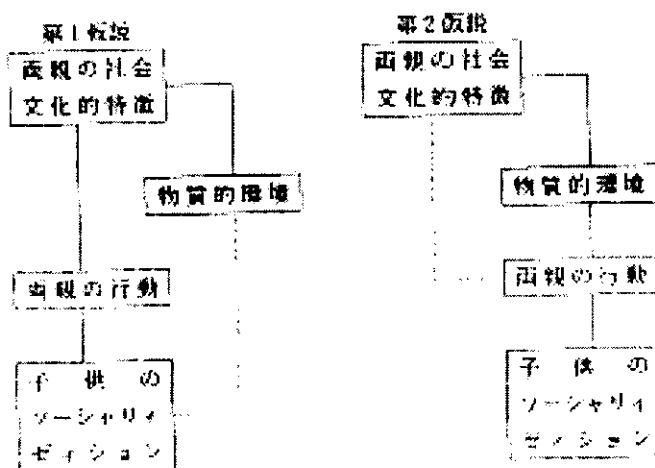
(a)貧困な両親の社会的特徴 (Social Characteristics)—たとえば低位な教育・技能水準など—は、雇用の選択範囲を下層の不安定な職業に限定する。(b)その結果は低い所得となり、(c)貧弱な住居にしか住めなくなる。(d)貧しい住居は、しばしば全体の環境が悪い地域に位置している。これらの諸要因は、子供のソーシャルイゼーションの発達形成に単独にあるいは集的に間接的影響をおよぼすものと考えられる。

それへの対策は、つぎの 2 面をもつこととなる。1 つは、所得保障や住居政策であり、

2つは、貧困な両親の教育に対する無関心などによって、所謂“貧困の文化”によって象徴される特質と、子供のソーシャライゼーションとの直接的関連を主に対個人サービスによって断ち切ることである。

上記のようにキースの Deprivation の概念は、情緒的貧困と物質的貧困の2要因より成っているが、Deprivation の世代的悪循環の基点をいずれに置くかによって、貧困観もこととなり、したがって貧困対策の重点もちがってくるであろう。

すなわち、上記の循環図からでてくる「第1の仮説は、両親の社会-経済的諸特徴からはじまり、この諸特徴がつぎの2つの結果をそれぞれ別個に生じせしめる。その1つは、家庭の物質的環境であり、その2つは、子供の貧しいソーシャライゼーションに結果する両親の行動(Behavior)である。この仮説に基づけば、子供への貧しい物質的環境の影響は、二次的役割に押し下がる。これに代る第2の仮説によれば、両親の行動や子供のソーシャライゼーションの発展より、まづ重要なのは、物的状況であり、他方、両親の本来の社会文化的諸特徴は、せいぜい触媒的(Catalytic)機能に低下する。」これを図示すれば、第2図のとおりである。



註: Herthoud, R. The Disadvantage of Inequality: 1976, P112

第2図 ソーシャライゼーション理論

われわれは、この2つの仮説のうち第2仮説の立場に立つ。それはなによりも、第1図のモデルによって示されたように、低い社会階層に規定された、子供の貧弱な社会化のルートが生活全般の悪化の結果であることを明らかにしている点でねうちがあるのであって、親の行動もそのかぎりで歪みをもつことがまぬがれないのだから、まさに子供の貧弱な社会化の「触媒的」機能として注目すればよいと考えるからである。

小論における研究方法の(1)で述べた仮説とまたこのことは良く適合すると思う。

1970年代半ばから、欧米で再燃することになる「貧困の世代間の循環」に関する議論に触発されたこの研究は、しかしながら「貧困の世代的継承」、「貧困の世代的再生産」、「貧困の世代的循環」などの用語を、十分吟味することなく、ほぼ同義に使用することになった。

(3) 西尾祐吾「貧困の世代的継承に関する研究」の視点

西尾祐吾も「貧困の世代間継承に関する研究」(1999年)において、「現代における社会的不利益のサイクル」に注目し、次のように述べている。³

「貧困が貧困を生んでいる。バーンスタインとマレイによると極めて明快である。貧乏になるのは不幸にも貧乏な親のもとに生まれてきたからであり、社会経済的環境の最下層5パーセントに生まれてきたものは、上位5パーセントに生まれてきたものの8倍の頻度で貧困に陥るといふ。

現代においては貧困が単に経済的困窮に留まらず、貧困層が被っている社会的 social disadvantage), すなわち社会的不平等(social inequality), 貧困文化 culture of poverty) の二つの側面が注目されるようになった。いうまでもなく、個々人の貧困現象は、その社会の病理、あるいは疾患から来る症状であるから、個人的特性のみを取り上げるのは適当ではないという意見は妥当であろう。しかし一方で、貧困文化と名づけられた低所得階層に属する一部の世帯の生活様式を無視して現代的貧困に対する十分な理解が得られないのも現実である。社会的不利益と貧困文化の二つの側面は、車の両輪のごとく密接な関係を保持しながら、貧困を長期化し、再生産しているのであるが、(ここでは)特に貧困文化の世代的継承(サイクル)について考察する」

ここでも社会的不利益と貧困の文化の2つが互いに関連しながら貧困を長期化し、再生産している状況を、貧困文化の世代間継承(サイクル)の側面から考察するとしている。

しかし「貧困の再生産」が世代を通して生起するという問題と、貧困が世代間で継承・循環するということは本来異なることである。しかもその含まれる文化的側面までも視野に入れた場合、明らかに一定の価値観に基づく因果関係が想定されることになる。

(4) 青木紀「貧困の世代的再生産」における課題整理

この点に関する「貧困の世代的再生産」研究の積極的意義について、青木紀は次のような整理を行った。⁴

「資本主義の発達した国で、なぜ歴史的にも繰り返しのことが問題にされてきたのかという、(マルクスが述べているように)資本蓄積の対極としての貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積の結果であるからであり、「それに関連する『怠惰』『依存』といった言葉に代表されるかに見える人々の行動上の特徴を、まさに資本主義自体が、その根源的精神である労働倫理、道徳とぶつかり合う『問題』として、捉えてきたからだともいえる。」

また、「貧困の世代的再生産」はどれぐらいの現実味を帯びて形成されてきているのかを問い、そのモデルの理論的検討は出尽くしたが、世代間に渡る実証的研究はその緒についたばかりに過ぎないことを指摘している。その上で研究の方向を次のように提起した。

『貧困の世代的再生産』を考えていく場合、その基礎にはさしあたって資産の大小、親の『教育』あるいは『社会関係』の広がりなどの継承の不平等といったことがおかれなければならない。いいかえればその中で、さまざまなデプリベーション(multiple

³ 西尾祐吾著『貧困の世代間継承に関する研究』(1999, 相川書房)

⁴ 青木紀「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える—」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』(1977, 有斐閣)所収

deprivation)の現実を分析する必要がある」とし、「社会的再生産過程に世代的再生産が巻きこまれながら、貧困と不平等の再生産構造が形成されてくるとすると、その中で特に貧困へと子ども達を向かわせるベクトルの力を、いかに日常的に、そして発達段階の節目節目で遮断し、不利が不利を呼ぶような機構を改革していくか、これを問題意識の基底に置くことである」とした。

(5) 「貧困の世代間継承」と「世代的再生産」に関する整理

貧困が世代間で継承されているというという考え方の根拠は、貧困層の存在形態にある。「低所得・貧困層」ないし被救恤的窮民層といわれる社会階層が、社会の最底辺に強固に形成され、固定化する傾向にある。しかもこれらの社会階層は、世代的に重層化して形成されている場合が多い。したがって、貧困は世代的継承として現象するようみえる。

実際、後に検討する北海道 B 市におけるケースワーカーの聴き取り調査によれば、生活保護世帯の少なくとも 1～2 割は親子や親族で生活保護を受給していると証言しており、ケースワーカーの多くは、貧困は世代を通して継承されると考えている。

それは「生活保護のうけかた」をめぐる情報が、そのような親族間のみで共有されていて、いったん生活保護を受けた親族の中で、生活保護受給が継承されていると見るのである。

このような現象を固定化する理論が、「貧困は、主として貧困階層の内部で循環している」とする「貧困循環」論であり、「貧困は世代を超えて継承されるサブカルチャーである」とする「貧困文化」論であった。

青木が指摘した通り、これらの議論は貧困形成の社会経済的法則性を捨象しており、何よりもこうした現象を歴史的に繰り返す「問題」視する必然性を解き明かすことができない。

貧困は、資本蓄積過程で法則的に再生産され、相対的過剰人口の生産とリンクしている。労働からの排除は、それが一時的であるにせよ恒久的であるにせよ、資本制生産に基づく市場経済にとっては必然的な産物であり、今日では「市場の失敗」として広く意識されるようになってきている。

他方労働者家族の生活とりわけ消費生活は、労働の対価を通して得られる所得と生活財・サービスのほとんど全てを市場に依存して営まれている。労働者家族にとって、失業・半失業、不完全就業などあらゆる色合いを含む労働からの排除は、生活の不安定化と貧困化を促進することになる。このように絶えざる資本蓄積の高度化は、その対極に絶えず貧困を蓄積し、再生産する。

こうした市場経済の失敗を補完するために、公私の救済制度が生成発展せざるをえないが、そうした救済制度の公的責任が問われれば問われるほど、逆に資本の側からの貧困の個人責任を問う圧力が強まり、貧困と救済制度への「依存」を「資本主義自体が、その根源的精神である労働倫理、道徳とぶつかり合う『問題』として捉える」(前出 青木)ことになる。

つまり貧困の世代的再生産の問題を、貧困の世代的継承論や循環論に閉じ込めることは、所得保障や教育保障を含む広い意味における社会福祉の公的責任を薄め、個人責任に転嫁するものである。しかもそのことが人々に受け入れられる現実があるからこそ、綿密な実証研究が必要な分野なのであろう。特に「貧困の世代的再生産」は、貧困階層の生活保障手段である公的扶助における「福祉依存」問題と関連させる情報操作が行われてきたから、人々は貧困の再生産を「福祉依存」と同じものと考え勝ちである。

したがって次に「福祉依存」をどのように見るのか、またそのような見方が貧困問題をどのように歪めるのかを分析していく上での課題を検討する必要がある。

2. 「福祉依存」と世代的再生産

(1) 保護受給期間の長期化—その影響と評価

生活保護受給世帯の受給期間の長期化が、生活保護をめぐる問題の一つとしてクローズアップしている。生活保護受給期間の長期化は、「福祉依存」の兆候であり、貧困の世代的再生産を実証するものであるというわけである。

1996年のアメリカにおける「福祉改革」は、「個人責任・就労機会調停法」の成立により貧困を個人の責任とし、連邦政府の責任のもとで保障される「権原としての福祉の終焉」を意味したが、この「改革」の背景の第1に上げられたのが、福祉受給者の長期依存的な性向であった。⁵

生活保護を受給する期間がどの程度であれば長期化というかは定かではないが、アメリカの主要な公的扶助であるAFDC（要扶養児童家庭扶助）が1996年の「福祉改革」の中で、TANF(Temporary Assistance for Needy Families)となり、文字通りテンポラリーな扶助として受給期間を2年間に限定して就労要件を強化し、人生においてトータル5年間の受給者には追加的給付を禁止することとしているので、5年が一応の目安になるかもしれない。

そこでわが国における1998年の受給期間別被保護世帯割合を見ると、6ヶ月未満5.3%、6ヶ月～1年未満6.3%、1年～3年未満18.5%、3年～5年未満13.0%、5年～10年未満19.2%、10年以上37.6%であり、1年未満の受給世帯は11.6%であるのに対して、5年以上受給している世帯が56.8%と半数をはるかに超えていることがわかる。

表1-1 保護の受給期間別被保護世帯の年次推移 (%)

	6ヶ月未満	6ヶ月～ 1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年以上
1960	13.6%	10.8%	29.4%	15.6%	30.6	
1970	11.8	9.1	24.2	17.1	24.7	13.1
1981*	9.0	7.7	21.9	15.5	23.6	22.2
1990	4.2	5.1	16.7	14.6	28.5	31.0
1998	5.3	6.3	18.5	13.0	19.2	37.6

厚生労働省保護課監修『生活保護の動向』から作成

アメリカでは継続して5年以上受給する世帯は20%であるというから、わが国の場合かなり長期受給者が多いということがいえるが、アメリカの場合も通算年限で見ると5年以

⁵ 後藤玲子「公的扶助」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』(2000, 東大出版) 所収

上の世帯が半数を超えるであろうと推測されている。⁶

これを年次別推移から見ると、1960年には1年未満は24.4%、5年以上が30.6%、1970年20.9%と37.8%、1981年16.7%と45.8%、1990年9.3%と57.5%と一貫して1年未満の世帯が減少し、5年以上の世帯が増加傾向にある。とりわけ10年以上生活保護を受け続けている世帯の増加は、生活保護を受給する層が固定化する傾向をあらわしているように見える。

表1-2 世帯類型別・保護の受給期間別被保護世帯の推移 (%)

		6月未満	6月～ 1年未満	1年～ 3年未満	3年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年 以上
高齢者 世帯	1960	7.7%	6.3	22.6	14.6	48.8	
	1981	4.5	4.8	16.6	14.4	28.7	31.0
	1998	3.3	4.1	14.5	12.6	19.4	47.4
母子 世帯	1960	10.9	9.8	29.9	17.8	31.7	
	1981	13.8	12.5	32.1	18.0	17.7	5.9
	1998	7.4	9.8	27.3	18.7	21.2	15.6
傷病・ 障害 世帯	1960	—	—	—	—	—	
	1981	10.9	8.5	22.2	15.2	21.8	21.4
	1998	6.8	7.7	21.0	13.9	18.6	31.9
その他 世帯	1960	16.1	12.5	31.5	15.4	24.4	
	1981	10.9	8.0	24.7	17.0	22.4	18.2
	1998	6.8	7.8	19.7	13.6	18.7	32.8

表1-1と同じ

しかも子持ち世帯を想定すると、10年以上生活保護を受給するということは、生活保護を受給しながら子育てを行うことが予測され、生活保護における世代的再生産の有力な証拠のように見える。⁷

しかしながら表1-2で世帯類型別・保護受給期間別の被保護世帯推移を見ると、子育て世帯の典型である母子世帯の約40年間の推移は、1年未満の受給世帯割合は20%前後であり、5年以上の割合も30%前後から37%程度に微増しているに過ぎない。つまり被保護世帯の受給期間の長期化は、子育て世帯よりも高齢者世帯や傷病・障害世帯で顕著に表れており、このことをもって貧困の世代的再生産や「福祉依存」の世代的継承の証拠とすることはできない。むしろ高齢者や障害者などに対する所得保障の不足や不備が、生活保護による補完の期間を長期化させているに過ぎないと見るべきであろう。

⁶ 後藤 前掲書

⁷ 後藤 前掲書によれば、アメリカのAFDCの「長期受給者の大半は、高校卒業資格を持たず、結婚および職業経験も持たない24歳以下の健康な母親であり」・「最も懸念されることは世代間の福祉依存的なサイクルの存在で」・「たとえば、福祉受給家族で育った若い女性が福祉を受給する割合は、層でない女性が受給する割合に比べて約2倍」であるという。

(2) Poverty trapの機能と構造

わが国において、長期に公的扶助を受けつづける原因のひとつとして「貧困の罠」(Poverty trap)が注目されるようになったのは、1980年以降のことである。「貧困の罠」の存在を指摘したのは、1971年のD・ピアシェとフランク・フィールドの同名の論文であるとされている。⁸

この論文を最も早くわが国に紹介した江口英一は、「低位の所得者はその収入に、より敏感に反応するので課税水準を考え、一方、公的扶助＝補足給付法が適用されれば、それが『給付のパスポート』(Passport of Benefit)になって他の物的・金銭的給付や公課の減免が加わるので、それを超えるところの飛躍した所得の上昇が、たとえば労働組合その他の力で与えられない限り、働こうとしないであろうというのである」と、「貧困の罠」の存在に言及している。

ところで、当時刊行されたわが国の社会福祉辞典を見ると、誠信書房版(初版1975年、6刷版1981年)でも全国社会福祉協議会が刊行した「現代社会福祉辞典」(初版1982年、改訂新版1988年)でも、「貧困の罠」は項目や索引として取り上げられていない。1993年初版の「現代社会福祉学レキシコン」ではじめて項目として取り上げられている。

江口が1981年に取り上げて以降のこのタイムラグをどのように見るか興味のあるところであるが、最新の社会福祉辞典である大月書店版(初版2002年)と社会福祉を学ぶ学生たちに人気のある「社会福祉キーワード」(初版1999年)の定義を見ると次のとおりである。

・ 大月書店版⁹

「公的扶助の受給者が、働いて得た所得によって生活を営もうとしても、その生活水準が公的扶助で保障されている最低生活よりも低かったり、それほど高くなかったりする場合には、労働インセンティブ(就労意欲)をそがれて自立することが困難になる。このような公的扶助に滞留する状況を貧困の罠という。わが国の生活保護には、働いて得た所得の一部を収入として認定しない「基礎控除」が設けられているが、これは貧困の罠を軽減するための措置とみなすことができる。公的扶助制度に問題の原因があるのではなく、むしろ労働市場(雇用の不安定や低賃金)の問題が大きい。」(執筆者唐鎌直義)

・ 社会福祉キーワード¹⁰

「公的扶助の受給資格が、資力調査(ミーンズテスト)によって認められると、金銭給付をはじめとする諸制度や免除規定が適用される。しかし少額の収入増加によって受給資格を失うと、優遇措置などの各種サービスの適用から除外されるため、それを恐れる受給者は、労働意欲を失い、現状に甘んじる傾向が生じる。このような現象を「貧困の罠」という。これを緩和するためには、勤労控除などの制度的対応が必要である。」(執筆者K)

⁸ 江口英一著「社会福祉研究の視角」、同編著『社会福祉と貧困』(法律文化社、1981)所収 原典はF・Field&D・Piachaud, "The Poverty Trap", New Statesman, (1971)

⁹ 社会福祉辞典編集委員会編「社会福祉辞典」(2002, 大月書店)

¹⁰ 平岡公一, 平野隆之, 副田あけみ編「社会福祉キーワード」(1999, 有斐閣)

見られるように「貧困の罍」を両者とも、状態や現象として捉えているが、そのような状況を産み出す構造の理解が微妙に異なり、さらに状態像も「滞留する状況」と「現状に甘んじる傾向が生じる現象」と客観的状況と主観を加味した現象と異なっている。

つまり今日「貧困の罍」に注目が集まっているのは、江口や唐鎌が指摘するような、市場経済における構造的な問題としての労働市場の問題を摘出するための概念であるからというよりも、公的扶助の受給に甘んずる、いわゆる「貧困の罍」の機能により生じる「福祉依存」を強調するための道具立てとしてである。

つまりなぜ「貧困の罍」が機能してしまうのかという問題を、1980年代には社会・経済構造と関連させて理解し、その克服の社会的方策を明らかにすることに重点があったが、1990年以降は、「貧困の罍」に捕らえられることによって福祉に「依存しつづける人間」の問題を強調しようとする文脈で、注目を浴びるようになったといえる。

(3) 「貧困の罍」の構造的な理解

「貧困の罍」が生じる根本的問題は、雇用、医療、住宅、教育などのいわば社会生活を営む上で必要不可欠な生活基盤の保障の不足・不備に由来しているのもであって、公的扶助に原理的問題があるわけではない。もちろん公的扶助が「居心地」の良いものではなくとも、社会生活基盤の保障がそれに依拠せざるを得ない状況でしかなければ、「依存」から抜け出せないという問題を生じることは容易に推測され得るが、それは派生的・副次的問題である。

筆者はかつて「貧困の罍」という概念が普及していなかった時期に、生活保護世帯の家計を分析する過程で、生活保護基準と同等程度の所得しかない世帯の消費水準に比べて、生活保護基準の枠内で消費生活を営んでいる生活保護受給世帯の方が、高い消費水準であることを実証した。生活保護世帯であることによって給付される現物給付と減免される諸経費を積算すると、最大の現物給付である医療扶助の給付を除いても、生活保護基準を100%とすると少なくとも見積もっても14%程度高い消費生活が実現されているのである。¹¹

放送受信料の免除などささやかなものも含むが、最も大きなものは租税と社会保険料の減免である。

当時は医療費の自己負担は、被保険者であれば国民健康保険以外では、初診料程度であったが、今日のように自己負担が20%から30%へ引き上げられることなどを加味すると、生活保護受給世帯が生活保護から離脱し経済的な自立を図るためには、おそらくは生活保護基準生活費の1.5倍以上の勤労所得等を要するであろう。

イギリスでは「貧困の罍」の指標として「限界控除率」を用いているが、次の数式に見るように、総所得の増加に対して税・保険料の増加や所得比例給付の減少割合で表されていることがわかる。

$$\text{限界控除率} = \frac{\text{税・保険料の増} + \text{所得比例給付の減}}{\text{総所得の増}}$$

「たとえば、限界控除率が90%のとき、1ポンドの総所得増加は0.1ポンドの純所得の

¹¹ 杉村宏著『『低所得層』の測定』『低所得層の研究Ⅰ』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設報告書 20号, 1981)所収

増加にしかない。いたがって、限界控除率が100%以上では、労働時間を増やすと純所得が減少するから、確実に『貧困の罠』に陥る。」¹²

ここに見られるように「貧困の罠」は給付の減少と税・保険料の増加を相殺して余りあるほどの総所得の増加が見込めなければ、必然的に起こり得る現象で、アプリアリに「福祉依存」と連関しているわけではない。就業時の純所得に対する失業時の純所得の割合を就業換算率というようであるが、これも100%に近づくほど就労意欲を失わせる「失業の罠」となりうる。¹³

3. 「貧困の世代的再生産」研究の視角と方法

1990年代以降の「貧困の世代的再生産」に関する注目は、「貧困の罠」に対する注目の経過と良く似ている。すでに触れた通り、1980年代のJ・キースの問題提起は、貧困の世代的循環がなぜ起こるのかということと共に、どのようにしてその循環を絶ちきるかという問題をめぐる議論を投げかけたものであった。すなわち、貧困の構造論的把握を基礎にすれば、当然物質的な環境の調整など社会への働きかけの重要性に力点が置かれるし、家族文化論的把握を基礎にすれば、「両親のビヘービア」や「子どものソーシャライゼーション」の矯正等への働きかけを重視することになる。

ところが今日における「貧困の世代的再生産」ないし「世代的継承」・「循環」の議論の基調は、このような問題が、「福祉依存」の原因となり、公的扶助受給の長期化を招いているという因果論に終始しているように見える。

公的責任の後退と個人責任の徹底を基調とする「福祉改革」にとって、公的扶助をはじめとする公的責任に基づく社会福祉の給付が、一部の貧困者家族に偏っていることを印象付ける「貧困の世代的再生産」論は、一層個人責任の追及を行いやすくするものとして再登場したといえる。このような状況の中で、本研究はいかなる視角で「貧困の世代的再生産」の問題を検討しようとするのか、またそこにおける課題は何か、が問われている。

本研究は「貧困の世代的再生産」に関する基礎研究ではあるが、研究テーマにもある通り、その緩和・解決のための支援の方向を探ることが中心課題である。

したがって研究視角としてしかもこれまでの文脈からも明らかなように、その「社会的」に解決しなければならない課題とその方法を検討することである。

したがって「貧困の世代的再生産」は社会的に生み出されるものであり、その構造的把握が重要である。

そのような視点に立って、「貧困の世代的再生産」を緩和し解消するための社会的対応を考えたために、調査研究対象として母子世帯を設定する。「福祉依存」という偏見は女性差別と融合して、「母子世帯」に対して向けられているからである。

本研究では、母子世帯が社会的に自立した生活を営む為に必要とされる、社会資源の問題とその資源を有効に活用するための「社会的スキル」のあり方を課題にする。

¹² 中井英雄著「社会保障財政」武川正吾他編『イギリス』（1999、東大出版会）所収

¹³ 中井 前掲書

現代生活における「生活の安定」は、すでに触れたように生活基盤の安定が必要となるが、中でも安定した就労による安定した所得が得られることが、生活基盤の中核をなすものであろう。というよりはJ・キースも指摘しているように、教育水準や住環境などを左右し、同時にそれらに左右されるのが就労のあり方であるから、就労保障が安定した生活にとって必要不可欠なものであることは多言を要しないであろう。

しかしながら母子世帯などを想定すればわかるように、子育てをしながら就労を確保することは容易ではなく、やっと獲得した就労も安定した生活を支えるために十分ではない場合が多い。だから就労による所得が十分でない場合には、その不足部を保障する社会保障の充実などが求められるであろう。

それはもちろん生活保護だけに限定されているわけではない。むしろ生活保護以外の社会保障の給付、たとえば児童手当や児童扶養手当など子どもの養育支援を物質的にになる制度や、安定した地域生活を送ることができる公営住宅の保障などのあり方が課題であろう。

第2には、社会資源を有効に活用するために、家族や個人に対してどのような支援が必要かという課題である。

J・キースの第1仮説によれば、「貧困の世代的再生産」にとって重要なことは、親の社会的文化的特徴の影響を強く受けた親の育児行為等のビヘービアと子どもの社会化のあり方であり、したがって支援の中心も親の行為の矯正による子どもの「正常な」社会化に向けられるべきとされていた。

社会的に自立した生活を営むために必要とされる資源の活用のし方は、往々にして「社会的スキル」の問題として議論されるが、本研究では「社会的スキル」を単に生活上の技術という面からだけ見るのではなくて、スキルの不足による社会的孤立に着目し、その相互の連化を明らかにすることを課題としたい。

第3に「貧困の世代的再生産」と「福祉依存」が関連付けられ、場合によっては同時に扱われている問題をどのような視点から見るとかという問題である。「福祉依存」という現象を産み出す原因の一つに「貧困の罨」の問題があるが、「貧困の罨」も構造化されたものであり、そのメカニズムの解明は重要である。それと同時に「貧困の罨」を解消するためになにが必要かを検討することも重要である。

これらの課題を、母子世帯を対象にした調査研究とともに、その自立支援・援助を行っているケースワーカーや民生委員などを対象とした調査研究によって明らかにしたいと考えている。

(杉村 宏)

1. 多問題家族の研究動向と定義

（1）研究の動向

社会福祉における家族への援助は、ケースワークにおけるいくつかのアプローチによって理論づけられてきた。とくに、家族中心アプローチや社会的支援を媒介とするネットワーク論がその典型といえよう。これらの研究との関連では、いわゆる多問題家族に対するアプローチも含まれるが、ここでは、最初に多問題家族の定義について整理しておくことにしたい。

多問題家族という捉え方は、1950年代にアメリカで盛んに使われてきたが、このような家族に対する関わりはアメリカと同時期においてイギリスにおいても注目され研究されてきた。アメリカでは、Multi-Problem Family と呼んでいたが、イギリスでは、伝統的にProblem Family と表現されてきたものが、Family Service Units という機関による取り組みを契機として新たな注目を浴びてきた。これに対して、わが国では、1960年代前後に家族中心ケースワークの視点からの紹介や前述の外国の諸研究の紹介が相次いで行われ、当初の用語をそのまま訳した「多問題家族」ということばで一般的には表現されてきたといえよう。

しかし、アメリカでは、この多問題という言葉に対するイメージが差別的で、家族に問題があるという一面的な捉え方に通ずると誤解されるということもあり、1970年代以降は、Families Risk あるいは High-Risk Families という表現をされるようになっていった。とくに、家族のみならず家族を取り巻く社会条件やこれらの家族を対象とした社会的な制度との関わりから生じる問題ととらえるようになり、言葉の意味合いを明確にするということからこのような表現をすることになったといわれている。

（2）多問題家族の定義

多問題家族に関する研究の代表的な例は、アメリカのセントポール市で行った「多問題家族」に対する援助プロジェクトであろう。このプロジェクトの特徴は、社会福祉事務所、保護観察所、家庭福祉機関、児童指導クリニックなどでおこなわれたものである。理論的には、家族機能と社会福祉機関との関係を中心に分析したものである。この研究では、FCP 家族診断スキーム（注、別紙1を参照）を示し、家族機能のどこに問題があり、家族の行動や生活などを分析し、家族機能の改善を診断しようとしたものである。そこで重視されたのは、いわゆる家族中心ケースワークの研究とも相まって、家族が援助を求めてくるのをソーシャルワーカーなり機関が待っているのではなく、積極的に出向いていくことを強調するものであった。ここでは詳細な内容は取り上げないが、一方イギリスにおいても問題家族への援助を考える研究が行われていた。イギリスの特徴は、民間団体として戦後大きな役割を果たす Family Service Units（以下 FSU と略す）という団体によって行われる調査や活動である。活動の対象は、「社会的に恵まれない家族あるいは著しくハンディキャップを持っている家族」というように表現されている。しかし、もう少し別の表現、

「全て、多くの問題を抱えており、そして地方自治体社会福祉部のワーカーたち――一般に、必要不可欠と見なされている家族全体へ援助していくことができないでいる――にとって重荷になっている」様な家族に対して調査を行っている（詳細は＜参考資料2＞を参照）。いずれにしても、歴史的には、1950年代から60年代、イギリスにおいても80年代あたりが中心であった多問題家族の研究は、ソーシャルワーク研究の中では、その後多様なアプローチや視点の変化の中で、このような問題の焦点化がされてこなくなっちようにも感じられる。

ここでは、これまでの多問題家族について、その基本的な内容をふまえて、その定義を整理するため、ソーシャルワークの研究者である小松源助の研究をもとに、多問題家族の持つ特徴を整理しておくことにしたい。

第1は、「問題の複合性」をあげている。具体的には、経済的な貧困、身体的及び精神的な疾病、離婚・家出や夫婦の不和などの夫婦間の問題、非行や不登校など、これらの問題が社会生活上の問題と複雑に絡み合い、それぞれの問題が単独で現れずに複合的に出現すること。

第2は、「ニーズの慢性化」をあげている。これは、いろいろな問題を抱えたり状況に直面しながらも、問題の解決を自ら行うことができずに社会機関や施設に援助を求め、そこで提供されるサービスを受けることになる。しかし、このような状況がかなり長期にわたり（10年以上の場合もある）援助を受けることによって、依存的になっていく。さらに、長期化するということは、時には世代的に依存状態が継続することにより、「自分たちが生まれ育った家族自体がそういうような状態にあって、世代から世代に引き継がれていくようになっている」ことが特徴であるとされる。

第3は、「援助（処遇）に対する抵抗」である。これは、わかりにくい捉え方であるが、援助を受けていながら積極的に援助を受けるのではなく、抵抗を示したり、拒否をすることである。一般的に、援助を受けるということは、本来積極的に問題を解決しようとする意思の表れとして捉えることができるが、多問題家族の場合には、援助を受けているにもかかわらず積極的な態度を取ることができないという点である。

第4は、「障害となる態度」である。多問題家族の場合には、社会生活をする上で何らかの生活上の障害を持っていることが多く、例えば情緒的に未成熟であったり、人間関係、これに連なる社会関係をうまく取り結ぶことができないというようなことである。その結果、地域社会との孤立化を生じさせ、このことが新たに近隣や地域との摩擦や軋轢を生じさせることとなる。

このような4つの特徴は、多問題家族が持っている特質であるとされ、実践的研究を進める上で非常に重要な特質として考えることができよう。

2. 事例研究を通して見た多問題家族

多問題家族に対する研究は、すでに述べたようにアメリカやイギリスなどにおいて行われてきたが、わが国においては、諸外国の紹介はされてきたものの、これを独自に分析したり仮説に基づく研究は事例を通して進められたものが一部にある程度である。

このような理由から、筆者が児童相談所を通して行った研究をもとに、多問題家族の事

例研究を通して検討を進めた基本的視点をここでは示しておくこととしたい。

児童相談所の相談内容には、療育手帳に関わる判定業務として障害児に関する相談が最も多く、その半数を占めている。一方それ以外の相談では、養護相談が1割程度と全体から見ればそれほど多くはないが、その相談内容は、親子関係の不調整、親の精神疾患や子供の問題など複雑で多様化している。そのほか、育成相談、非行相談や心身障害相談などもそれぞれ1割程度あり、これらの相談の中には、家族内葛藤や家族関係に関わる要因を背景とした相談も多い。このように考えると、児童相談所で扱う相談内容は、便宜的に分類された相談類型だけではその相談そのものがどのような課題を抱えているかを見いだすことは困難であるものの、いわゆる「処遇困難ケース」という言葉で表現されるケースが増加しているということがよく言われている。

ここで取り上げる多問題家族は、これまでの先行業績をもとに特徴づけられた多問題家族の定義を参考としながら、児童相談所のケースワーカーから「多問題家族」と思われる事例を提出してもらい、その特徴を分析して、そこからその特徴を通して多問題家族の援助を考えていこうと進められた。

まずはじめに重要なのは、「多問題家族」を生み出す基盤的な問題は、生活上に必要な経済的な問題を抱えているということ、つまり貧困の状態におかれているということである。このことは、いわゆる生存水準を割り込まなくても、収入が不安定な仕事であること、またそのために無理な就労によって身体や精神上の健康を損なってしまう状況の中で、何とか生活を維持している世帯などである。このような状態は、社会生活を営んでいく上で多くの生活上のハンディキャップを持ったり、持つことが予想される世帯であり、いわば「相対的剥奪」状態にあるといえる状況を意味している。この相対的剥奪は、貧困が経済的な困難にとどまらず、様々な社会資源や情報から隔絶し、問題の複合的重層化をもたらす危険性をはらんでいるのである。もともと、多問題家族の定義の中には、社会関係をうまく取り結ばず、否定的態度を取るという指摘がある。それは、多問題家族自身の生活歴などを見ると疾病や夫婦間のトラブルなど、その都度何らかの社会資源を利用しようとしながらも、その社会資源を提供する側の否定的な対応、叱責を受けてきた。社会関係をうまく取り結べないというのは、社会機関への敵対と過度の依存という相反した形で現れがちであることが事例を通して見られた。しかし、そうだからといって、多問題家族が、何か病理的な要因として情緒的に未熟であるととらえることは正しくないように思われる。多問題家族は、家族の病理として単純化するのではなく、相対的剥奪の状態にあることからもたらされた社会的に生み出された存在としてとらえる視点が重要である。

以上のような基本的捉え方に基づいて、事例から多問題家族のいくつかの特徴について整理することとしたい。

児童相談所との関わりで特徴的な第1は、援助に対して積極的に拒否をする世帯と消極的な拒否を行う世帯とがあることを見いだした。

積極的な拒否とは、警察からの教護相談で、親に対して児童相談所へ来所するように通知を出しても、指定した期日までに来所しなかったり、電話で連絡をしても全く取り合わない世帯である。さらに、ケースワーカーが家庭訪問をしても一切関係を持とうとせず、このような訪問に対する拒否は、保護者のみならず当該児童本人にも見られる場合があることが特徴である。

これに対して、消極的な拒否は、次のような2種類のタイプに分けることができる。第1のタイプは、児童相談所との関係は一定維持する姿勢を見せるのだが、具体的な援助を進めようとする、とたんにその援助に対しては拒否的な対応をする世帯である。例えば、児童相談所からの呼び出しなどに対しては応じないものの、ケースワーカーが家庭訪問をすれば、ワーカーの話の聞いたり話し合いは拒否をせず、子供に対しても話しをすることに対して反対をすることはない。しかし、子どもの養育に対して、具体的な援助に関して計画的な関わりを進めようとしたり、社会資源の活用を進めたりしても興味を示さなかったり、その時はやる意思を示したりするものの、実際の段階になると取り組もうとしない世帯である。第2のタイプは、児童相談所の入所措置などは利用するが、本来の問題解決を進める段階では援助に関わろうとしない世帯である。このような世帯は、児童相談所の呼び出しには応じないが、ワーカーの訪問には最初のタイプと同様に拒否をすることはない。また、児童が何らかの問題行動を起こしてしまった場合には、一時保護や施設入所措置を親の方から要求するといった行動が見られる。このような一見積極的とも思える行動は、一度表面的な問題が解決されると、とたんに児童相談所側の援助に対して関わりを持たなくなり、その後のケースワーカーの訪問に対しても迷惑な態度を取るようになる。このような世帯の場合には、この家族の生活や子どもの問題や課題はそのままであり、結局、新たな問題が生じることになる場合が多い。このような2種類のパターンに共通して言えることは、表面的な問題が生じると関わりを持つが、そうではないと拒否をするという繰り返しで、このような世帯の問題は、他の社会機関でも同様の問題を持つ世帯として聞かれることが多い。

次に、近隣との関係についてである。児童相談所として多問題家族への援助を進める場合に、近隣との関係は重要であるが、その内容は大きく3つのタイプに分けることができる。第1のタイプは、常に近隣とのトラブルを繰り返す世帯で、場合によっては、近隣の人々から追い出しを受けるところまでエスカレートする場合がある。例えば、警察や新聞への投書、役所や関係機関への電話などによって苦情が出されるというようなことである。第2のタイプは、近隣から孤立し、地域の中でだんだん埋もれてしまうかのような世帯である。このタイプの世帯は、挨拶を交わす程度の日常的な近隣関係はあるものの、それ以上の近隣とのつきあいは一切しない。したがって、近隣の人も、その世帯がどのような生活や状態にあるかを全く知らないというような世帯である。最後の第3のタイプは、特定の条件の下でという限られた条件であれば、近隣との関係がスムーズに取れている世帯である。このタイプは、同じような問題を抱える家族が多く住む地域に暮らしていたり、近隣との対立関係にはあるが、特定の知人には依存的とも言える関係を持っていることが特徴である。

以上のようにいくつかの多問題家族に共通する特徴をあげたが、これらの世帯に起こる生活上の障害は、子どもの成長や発達にも重大な影響を与えており、これらの問題を積極的に、また集中的に関わる必要があるとあり、同時に、その関わりは、長期的でじっくりと腰を据えた体制での援助を進めていくという児童相談所自身の関わりスタンスが求められているとも言えるのでは無だろうか。